

令和2年4月9日

登録業者各位

河内長野市契約検査課

建設工事案件に係る事後審査書類の変更について（ご案内）

平素より当市の契約事務にご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和2年4月1日から国土交通省の許可証明書の取扱いが変更となりましたので、今後公表する案件につきましては下記のとおり変更いたしますので、よろしくお願ひします。

記

- 事後審査における提出書類（建設業許可の確認書類）の変更
 - （新）建設業許可通知書もしくは建設業許可証明（又は確認）書（写し可）
 - （旧）建設業の許可の証明（写し可）

以 上